教育委員会告 示番号	教育委員会告示名	公布年月日
	さいたま市上肢障害児に対する音楽教材貸与要綱 の一部を改正する告示	平成31年4月1日

さいたま市教育委員会告示第7号

さいたま市上肢障害児に対する音楽教材貸与要綱の一部を改正する告示 さいたま市上肢障害児に対する音楽教材貸与要綱(平成13年さいたま市教育委員 会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市立の小学校、中学 校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校 小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒(以下 「児童・生徒」という。) で上肢に障害があり音 楽教材のうち縦笛の演奏に支障を来すものの保護 者に対し、縦笛の改造品又は補装器具(以下「改 良縦笛」という。)を貸与することに関し必要な 事項を定めるものとする。

(貸与の決定)

- 第4条 委員会に前条の規定による申請があったと きは、貸与の可否を決定し、改良縦笛の使用を希 望する児童・生徒の在籍する学校の校長を経て、 申請者に通知するものとする。
- 2 「略]

(貸与期間)

第5条 改良縦笛の貸与期間は、改良縦笛を使用す る児童・生徒(以下「使用者」という。) の小学 校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支 援学校小学部若しくは中学部におけるそれぞれの 在籍する期間の範囲とする。

(返納)

- の各号のいずれかに該当する場合は、在籍する学 校の校長を経て、改良縦笛を委員会に返納しなけ ればならない。
 - (1) 「略]
 - (2) さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学 |

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市立の小学校、中学 校並びに特別支援学校小学部及び中学部に在籍す る児童及び生徒(以下「児童・生徒」という。) で上肢に障害があり音楽教材のうち縦笛の演奏に 支障を来すものの保護者に対し、縦笛の改造品又 は補装器具(以下「改良縦笛」という。)を貸与 することに関し必要な事項を定めるものとする。

改正前

(貸与の決定)

- 第4条 委員会前条の規定による申請があったとき は、貸与の可否を決定し、改良縦笛の使用を希望 する児童・生徒の在籍する学校の校長を経て、申 請者に通知するものとする。
- 2 「略]

(貸与期間)

第5条 改良縦笛の貸与期間は、改良縦笛を使用す る児童・生徒(以下「使用者」という。) の小学 校、中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学 部におけるそれぞれの在籍する期間の範囲とする。

(返納)

- 第7条 改良縦笛の貸与を受けた者は、使用者が次 第7条 改良縦笛の貸与を受けた者は、使用者が次 の各号のいずれかに該当する場合は、在籍する学 校の校長を経て、改良縦笛を委員会に返納しなけ ればならない。
 - (1) 「略]
 - (2) さいたま市立の小学校、中学校並びに特別支

校の前期課程並びに特別支援学校小学部若しく は中学部以外の学校に転出したとき。

(3) [略]

援学校小学部若しくは中学部以外の学校に転出 したとき。

(3) [略]

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。